

平成28年6月30日

公益財団法人  
奈良先端科学技術大学院大学支援財団

## 「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出を行うことが必要な「国と特に密接な関係がある」法人に該当しませんので、その旨公表します。

[本件連絡先] 総務部担当まで  
電話 0743(72)5810  
FAX 0743(72)5819  
電子メール s-plaza@science-plaza.or.jp

### 参考1：本公表内容に関する説明

- 国家公務員法第106条の24第1項の規定等により、管理職職員であった者及び特定独立行政法人の役員であった者においては、その離職後2年間、公益法人のうち、「国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるもの」の「役員その他の地位であって政令で定めるもの」に就こうとする場合には、内閣総理大臣にあらかじめ届け出なければならないこととされています。
- 「国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるもの」とは、以下のいずれかに該当する法人です。
  - ① 国からの補助金・委託費等(直近の事業年度の決算)の1/2以上を第3者に交付
  - ② 国からの補助金・委託費等の総額(直近の事業年度の決算)が年間収入金額の2/3以上
  - ③ 国からの試験、検査、検定の事務・事業の委託等・推薦等→ 当財団は①～③のいずれにも該当していません。

### 参考2：国家公務員法等の規定

- 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項第4号
- 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項第4号
- 職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第18条
- 職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第9条
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第84号)第8条